

家庭等における暴力対策ネットワーク会議設置要綱

(趣旨)

第1条 配偶者等からの暴力や児童虐待など、家庭等における弱い立場の者に対する暴力の防止及び被害者の速やかな保護を図るため、関係する機関・団体（以下「機関等」という。）の代表者による「家庭等における暴力対策ネットワーク会議」（以下「ネットワーク会議」という。）を設置し、問題に対する認識の共有化と相互の連携の強化を図る。

(所掌事項)

第2条 ネットワーク会議は、次の事項を所掌する。

- (1) 配偶者等からの暴力、児童虐待、高齢者虐待及び障害者虐待問題に対する理解の促進に関すること。
- (2) 人身取引（トラフィッキング）問題に対する理解の促進に関すること。
- (3) 各機関等の連携の促進に関すること。
- (4) 県民に対する啓発活動に関すること。

(構成)

第3条 ネットワーク会議は、別紙に掲げる者をもって構成する。

2 ネットワーク会議の会長は千葉県知事が務める。

3 会長に事故ある時は、ネットワーク会議の構成員のうちから、会長が指名する者がその職務を代理する。

(会議)

第4条 会長は、必要に応じ会議を開催する。

2 会議は、会長が議長となり総括する。

(実務者会議)

第5条 会長は、必要に応じ、関係する各機関等の実務者による連絡会議を開催することができる。

(事務局)

第6条 ネットワーク会議の庶務は、千葉県総合企画部男女共同参画課並びに健康福祉部児童家庭課、高齢者福祉課及び障害福祉事業課において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、ネットワーク会議において別途定める。

附 則

この要綱は、平成13年7月11日から実施する。

附 則

この要綱は、平成14年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成16年4月17日から実施する。

附 則

この要綱は、平成16年12月20日から実施する。

附 則

この要綱は、平成18年4月19日から実施する。

附 則

この要綱は、平成23年11月8日から実施する。

附 則

この要綱は、平成24年11月19日から実施する。

附 則

この要綱は、平成29年12月6日から実施する。

